

# ゆふ商工会だより

第21号

由布市商工会

由布市庄内町柿原207-4

TEL: 097-582-0094

FAX: 097-582-3390

発行者: 由布市商工会

会長 利光 直人

発行日: 令和元年8月15日

## 令和元年度「ゆふラッキーお買い物券」 完売のお知らせとお取り扱いについて

本会では今年も「ゆふラッキーお買い物券」事業を実施しています。既に完売しておりますが、取扱登録をされている方々におかれましては、使用期限（受取期限）・換金期限等について、今一度ご確認のほどよろしくお祈いします。

### 【実施概要】

|           |  |
|-----------|--|
| 発売日及び使用期限 | 令和元年7月6日(土)～令和元年12月31日(火)<br>※既に完売しております             |
| 発行金額      | 総額5千5百万円（プレミアム部分5百万円）                                |
| 購入限度額     | 1人3冊（3万3千円分）   |
| 券の種類      | 額面1,000円券の1種類の11枚綴り<br>A券：7枚（共通券）<br>B券：4枚（共通・大型店専用） |

### 「ゆふラッキーお買い物券」見本



### 【換金について】

|        |   |
|--------|---|
| 換金期間   | 令和元年7月8日(月)～令和2年2月28日(金)<br>※期限を過ぎての換金はできません。                             |
| 支払日・締日 | 支払日：毎月15日と末日 締日：10日・25日<br>※支払日・締日が土・日・祝祭日と重なる場合は、その日を除く月曜日から金曜日までの間の直前の日 |

### 「ゆふラッキーお買い物券」とは取り扱いが異なります

### 由布市プレミアム付き商品券「ゆふワクワク商品券」取扱店舗の募集について

前述の例年商工会が発行しております「ゆふラッキーお買い物券」とは別に、10月1日から由布市が発行する「ゆふワクワク商品券」の店舗登録募集文書（会報に同封・または既に配布済）につきまして、以下のとおりご連絡いたします。

- ① 通常の商品券とは異なり、登録店舗となるためには由布市役所への登録が必要です
- ② 申込期限の8月23日（金）を過ぎても、市役所に申請すれば取扱が可能です

お問合先は商工会ではなく、由布市役所福祉課福祉係（電話097-582-1265）となっておりますのでご注意ください。

今一度ご確認  
ください  
**マル経融資(小規模事業者経営改善資金融資制度)について**

マル経融資は、商工会で経営指導(原則6カ月以上)を受けている方

に対し、無担保・無保証で、日本政策金融公庫(以下、公庫)が融資を行う国の制度です。ただし、商工会金融審査委員および公庫の審査があります。無条件の貸付ではありませんのでご注意ください。また、申込から融資実行までは約1か月程度要しますので、時間に余裕をもってお申し出ください。当然のことながら、常日頃から自社の資金繰りを把握することが重要となります。

**【利用いただける方】**

- 常時使用する従業員が20人(商業またはサービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人)
- 以下の法人・個人事業主の方
- 最近1年以上、商工会地区内で事業を行っている方
- 商工会の経営・金融に関する指導を原則6カ月以上受けており、事業改善に取り組んでいる方
- 税金(所得税、法人税、事業税、

都道府県民税等)を完納している方

**【融資の条件】**

- 貸付限度額 2,000万円
- ※1、500万円以上については、事業計画書の作成・提出が必要となります。
- 返済期間
- 運転資金 7年以内
- (据置期間 1年以内)
- 設備資金 10年以内
- (据置期間 2年以内)
- 担保・保証人 不要
- (保証協会の保証も不要です)
- 利率 1.21%
- (令和元年8月1日現在)

**【資金使途】**

- 運転資金 仕入資金、手形決済資金、給与支払資金など
- 設備資金 工場・店舗の改装資金、車両購入、機械設備購入など
- **【必要書類】**
- 確定申告書(税務署の受付印または、電子申告証明(メール詳細)が必要)

● 決算書2期分(決算後6ヶ月以上経過している場合は、直近3ヶ月前までの試算表が必要)

- 営業許可・許認可がある場合は、許可証・許認可証のコピー
- 不動産登記事項証明
- 日本政策金融公庫、他行の借入及び返済事項
- 事業以外の収入(不動産・家族を含む)
- 世帯の家族構成
- その他必要書類

詳細については経営指導員へおたずねください。



**金融情報**

| 日本政策金融公庫 | 金利         | 内容  |
|----------|------------|---|
| 経営改善貸付   | 1.21%      | (運転) 7年迄<br>(設備) 10年迄<br>融資限度額<br>2,000万円 |
| 普通貸付     | 1.16%<br>~ | (運転) 5年迄<br>(設備) 10年迄                     |
| 教育資金貸付   | 1.71%      | 15年迄<br>上限350万円                           |

| 商工貯蓄共済融資  | 金利     | 内容                            |
|-----------|--------|-------------------------------|
| 積立額内融資    | 0.975% | 第3者保証人ありの場合の金利。他の保証内容は金利が異なる。 |
| 積立額超 1年以内 | 1.975% |                               |
| 1~7年迄     | 2.275% |                               |
| 7~10年迄    | 2.575% |                               |
| 積立額一部払出   | 無し     | 積立額で払出金額が異なる。                 |

R1.8.1現在

税金の完納が条件。保証人・担保の有無で金利が異なる。

# 大分働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまのお手伝いをします。

・年5日有給休暇の確実な取得（施行日 2019年4月1日）

・時間外労働の上限導入

（施行日 2019年4月1日）

中小企業 2020年4月1日）

・正規・非正規間の不合理な待遇差解消

（施行日 2020年4月1日）

中小企業 2021年4月1日）

『有給休暇』の義務化、新しい「労働時間ルール」、パート・契約社員等の「同一労働同一賃金」等の事業所の取組を支援し、就業規則の規定（見直し）や助成金の活用などについて社会保険労務士が相談に応じます。秘密厳守、安心して相談ください。

そのほか、大分労働局の委託事業として、大分働き方改革推進支援センター（大分県社会保険労務士会内）がセミナーの開催等を無料で承ります。

また、個別に直接事業場に社会保険労務士（専門家）が訪問いた

します。（全て無料です）

○問い合わせ相談はコチラ

大分働き方改革推進支援センター

面談 大分市府内町1丁目6番21号 山王ファーストビル3F 大分県社会保険労務士会内

電話 0120-450-836

（097-535-7173）

ホームページ

<https://www.sr-ota.or.jp/>

相談時間 9～17時（土曜・日曜・国民の祝日・年末年始・お盆を除く）

個別支援 希望により専門家を派遣し、支援いたします。

個人支援

希望により専門家を派遣し、支援いたします。

個人支援

希望により専門家を派遣し、支援いたします。

希望により専門家を派遣し、支援いたします。



## 商工会員のみなさま

### 「大分働き方改革推進支援センター」 無料出張相談会

働き方改革について、様々なご相談を受け付けます

由布市商工会館 2階会議室

会場 由布市庄内町柿原207番地4 電話：097-582-0094

日程 10月8日（火） 11月12日（火） 12月10日（火）

時間 14時～16時

#### 【お問い合わせ】

大分働き方改革推進支援センター 0120-450-836（受付時間 9:00～17:00）

あなたも家族もまるごと守る！頼れる補償の

## 商工会の福祉共済

全国商工会会会共済共済

「病気の補償」  
「けがの補償」  
「がん」重点補償

商工会員約10万人の方に有利に定めています

お申込みはご加入の商工会まで

※商工会の協賛により、補償に加入されている商工会員のみです。

小さな掛金 大きな安心

## 商工貯蓄共済

貯蓄・保険・融資

### 商工貯蓄共済

貯蓄・保険・融資で大きな安心

商工貯蓄共済は、許可事業として国・県の指導を得た事業であり、福利厚生と事業資金の貯蓄を兼ねた、「貯蓄・融資・生命保証」が三位一体となった商工会員のための制度です。

- 貯蓄 自己資本の充実・健全な経営に役立ちます。
- 保険 万一の場合に大きな保障（生命保険）があります。
- 融資 経営の合理化を応援します。ご利用ください。

ちからになりたい

**商工会**

**国税庁より (軽減税率)**

○10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されます

本年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられ、同時に消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率の対象品目は、大きく分けて①飲食物品(酒類・外食等を除いたもの)、②週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)の2つです。

軽減税率制度の実施に伴い、事業者の方は、帳簿や請求書等を税率ごとに区分して作成する必要があるほか、レジやシステムの導入・改修・入替えが必要になる場合もありますので、早めのご準備をお願いいたします。軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度」をご覧ください。また、ご不明な点は、軽減コールセンター(電話0570-030456)、もしくは最寄りの税務署にお尋ねください。

大分税務署(電話097-532-4147)※自動音声案内に従い「2」を選択

**大分税務署より (年末調整説明会)**

11月14日(木)に由布市役所本庁舎(庄内庁舎)3大会議室にて、令和元年分年末調整説明会を開催します。また、同時に消費税軽減税率の説明も行います。税制が大きく変わりますので、会員事業の皆様におかれましてはご参加いただきますよう、よろしくお願いたします。

**日時** 11月14日(木) 10時00分～12時30分、13時30分～16時00分(同じ内容で午前・午後の2回開催)

**専門家派遣事業について**

本会は経済産業大臣に認定されている「経営発達支援計画」に基づく「伴走型小規模事業者支援推進事業」を今年度も実施します。その中心的事業として、事業計画の策定や、個々の経営課題の解決を図ることを目的とした専門家派遣を行っています。

原則、1事業者につき派遣回数3回まで無料で相談に対応いたします。ご不明点や興味がある会員事業所におかれては、お気

軽に商工会事務局へお問い合わせください。

なお、この事業の実施については小規模事業者限定となりますのでご注意ください。

**【小規模事業者の定義】**

製造業その他 従業員20人以下  
 商業・サービス業 従業員5人以下  
 ※サービス業のうち、宿泊・娯楽業は20人以下

**新規加入会員**

| 事業所名等                      | 地区  | 備考    |
|----------------------------|-----|-------|
| 無銘の一門<br>代表者 佐藤敏徳          | 庄内  | 建設業   |
| TSUDAトレーニングジム<br>代表者 津田貴之  | 湯布院 | サービス業 |
| エフワイエス<br>代表者 古荘嘉秀         | 庄内  | 建設業   |
| 小松台農園<br>代表者 竹林諭一          | 庄内  | 小売業   |
| 望月工業<br>代表者 望月哲矢           | 庄内  | 配管業   |
| 坂本有司                       | 挾間  | 左官業   |
| オーベルゼ レボー<br>代表者 中島久美子     | 湯布院 | 宿泊業   |
| 成安久智                       | 挾間  | その他   |
| ラックス挾間店<br>代表者 幸野陽一郎       | 挾間  | サービス業 |
| (株)アイランドスケープ<br>代表取締役 伊藤剛好 | 湯布院 | 飲食業   |

